

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「仙台市 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の3に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、仙台市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1月から2週間に短縮する。【平成27年9月より実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

保育士不足解消に向けて、仙台市がその市内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成28年度より実施】

(3) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 東北大学病院（仙台市青葉区）【直ちに実施】

(例) 腸管不全症例に対する小腸移植、婦人科悪性腫瘍に対するセンチネルリンパ節生検など

(4) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道に各施設等を設置することにより、地域の賑わい創出や起業促進を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号の施設等、②の区域においては同条第 1 号及び第 3 号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

① 仙台市中心部商店街活性化協議会

- ・東一番丁線、青葉山線、中央通線、国道 286 号及び青葉通線（別紙 1）

② 泉中央駅前地区活性化協議会

- ・泉中央駅前線、泉中央駅入口線、泉中央歩行者専用道路 1 号線及び泉中央歩行者専用道路 2 号線（別紙 2）

(5) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(平成 29 年 6 月 15 日から規制の特例措置が全国展開)

社会福祉法人中山福祉会が、市立中山とびのこ公園（仙台市青葉区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

(6) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

仙台市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、仙台市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 29 年 4 月より実施】

(7) 名称：一般社団法人等への信用保証制度の適用 関連事業

内容：一般社団法人等への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

仙台市が、本年中に予算措置を講じ新たな制度融資を創設した上で、保健・福祉・医療、子供の健全育成、まちづくり、環境等の社会的課題を解決するために活動する一般社団法人及び一般財団法人が、宮城県信用保証協会の保証を得て、資金融通を受けることができるようにする。

【平成 29 年 8 月より実施】

(8) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（国家戦略特別区域法第 27 条の 5 に規定する課税の特例措置活用事業）

① 仙台秋保地区・地域資源を活かした観光モデル構築のための拠点整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

地域資源を活かした新しい経済拠点の形成を目的として、地域産業の中核となる海外旅客に対応した観光拠点を整備し、もって小規模企業者の創業及び雇用の促進を図る。

b) 当該事業が行われる区域 宮城県仙台市太白区秋保町湯元除 9 番 4 号

c) 当該事業の実施期間 平成 30 年 3 月から平成 31 年 3 月まで

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 13 条第 3 号

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

観光を軸とした新たな産業の発展のために、外国語対応スタッフを雇用し、海外旅客に対応した地域資源を活かす食事の提供など、地域産業の中核となる海外旅客に対応した観光拠点の形成を図ることは、創業及び雇用の促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組と位置づけられ、仙台市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社アキウツーリズムファクトリー（仙台市太白区）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、保育士確保による女性の社会参加が促されるとともに、社会起業の増加による社会的課題の解決と雇用の創出の両立等が図られ、仙台市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、NPO法人やベンチャー企業の設立等を促進するため、雇用ルール周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成28年6月より実施】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：仙台市情報・産業プラザ

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士等による個別訪問指導
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催等

(2) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：東北大学病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【平成28年度より実施】

(3) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：東北大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(4) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

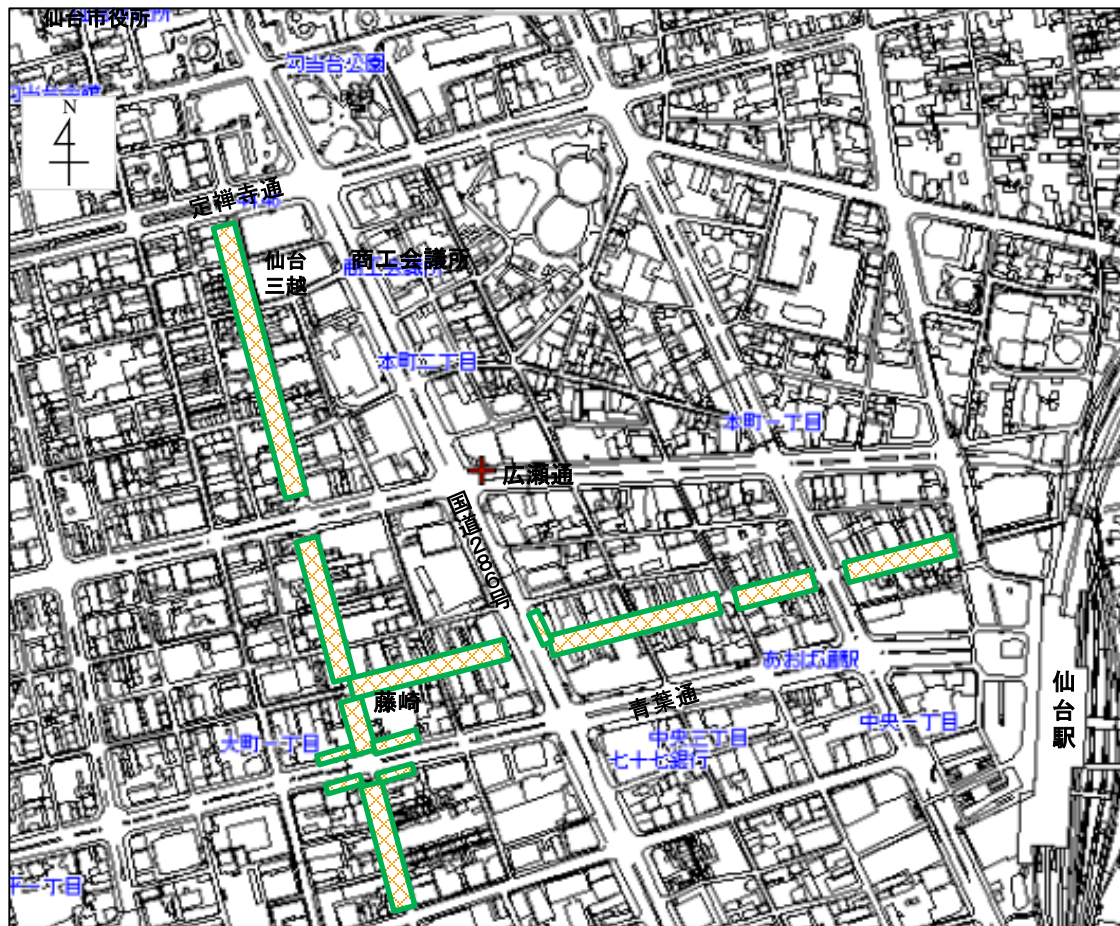
内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「プロボノ活用型起業家支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【平成 31 年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国及び仙台市
- ii) 設置場所：仙台市内
- iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と仙台市が連携して実施する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・主に首都圏の潜在U I J ターン層等で、専門的知見・スキルを有する人材に対する、地域の社会課題解決に向けた創業者等とのマッチング支援及びキャリアモデルの構築支援

全域図

1/10000



道路活用賑わい創出事業

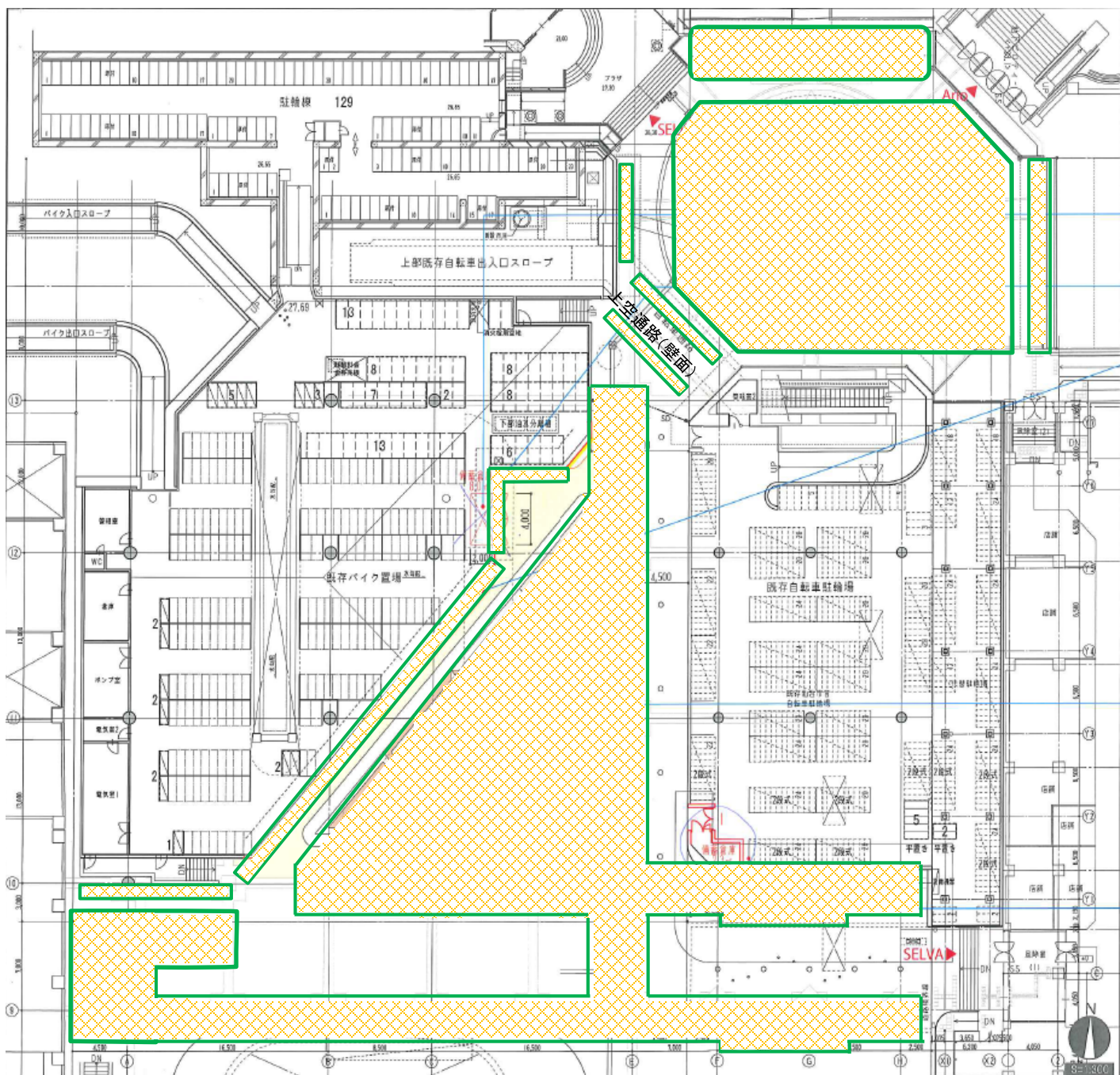


道路部分



1. 泉中央駅前線
2. 泉中央駅入口線
3. 泉中央歩行者専用道路1号線
4. 泉中央歩行者専用道路2号線

S=1/500



国家戦略道路占用事業の適用区域

